

丹波市告示第435号

市税に係る書類を送達すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により次のとおり公示する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市財務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付する。

令和8年7月28日

丹波市長 林 時彦

- 1 送達すべき書類の名称
令和8年度 軽自動車税督促状
- 2 送達を受けるべき者の氏名
大西 悟
西倉 由泰
井口 憲一郎
曹 永広
勝本 忠行
瀧山 勇
塚田 淳一